

家庭数で配付しています

令和5年5月2日

保護者等の皆様へ

香南市教育委員会  
香南市立野市東小学校長

## 5類感染症への移行後における新型コロナウイルス感染症への対応について

日頃は、香南市の教育振興に対しまして、ご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。

令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行することとなります。学校では、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生を行いつつ、学習形態や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒の学びを保障していきます。また、これまで新型コロナウイルス感染症に関する欠席をした場合は給食費の減免を行っていましたが、5月8日以降に5類感染症へと移行されるため、減免措置の対象とはなりません。

つきましては、学校教育活動における感染症対策等についてご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

## 記

### 【学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について】

#### 1. マスクの取扱いについて

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、**マスクの着用を求めないことを基本**とします。なお、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、児童生徒本人がマスクの着用を希望する場合や、健康上の理由によりマスクを着用できない場合には、これを尊重するものです。
- 新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合などには、マスクの着用を促すことも考えられますが、そういった場合でも、マスクの着用を強いることのないようにします。その際、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導を行います。

#### 2 欠席等の取扱い

##### (1) 病欠欠席扱いについて

- 発熱や咽頭痛、咳等の**普段と異なる症状がある場合には**、児童生徒も教職員も無理して登校をせず、**自宅で休養することが重要**です。引き続き、ご家庭で体調管理へご配慮いただき、登校については体調を考慮し、ご家庭での判断を併せてお願いいたします。

家庭数で配付しています

(2) 児童生徒に発熱等の症状が見られた場合の対応について

- ・ 登校後、発熱等の症状が見られる場合は、これまで同様、ご家庭に連絡をしますので、自宅で休養するようお願いします。

(3) 出席停止（欠席とはしない）扱いについて

- ・ 児童生徒の感染が判明した場合、学校保健安全法の規定（季節性インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等）に基づき、「出席停止」の措置を講じるほか、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある（例：家族で陽性者がいるなど）場合など、状況により「出席停止」の措置を講じることがありますので、学校にご相談してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、新たな基準として出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となりました。また、厚生労働省からは、発症後10日間を経過するまではウイルス排出の可能性があることからマスクの着用が推奨されていますので、ご協力をお願いします。
- ・ 保護者から感染が不安で休ませたいと相談した場合、地域や学校の感染状況や同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止」扱いとします。
- ・ 医療的ケア児及び基礎疾患がある児童生徒について、主治医の見解のもと、登校すべきでないと判断された場合、「出席停止」扱いとします。

3. 濃厚接触者（自宅待機要請者）の取扱いについて

- ・ 5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなりましたので、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がないか、健康観察をお願いします。同居家族に陽性者がいる場合でも、本人の体調に問題がなければ、登校でき、すべての教育活動への参加は可能です。（同居家族に陽性者が発生した場合、学校への報告は必要ありません。）

4. 検温について

- ・ 登校前の検温をこれまでお願いをしていましたが、5月8日以降必要ありません。そのため、各家庭において、健康状態の異変やその兆候等の把握をお願いします。

5. 学級閉鎖等の判断について

- ・ 学校での感染者が発生した場合、感染拡大の恐れ等を勘案したうえで、学級閉鎖等の要否について判断します。